

平成 28 年 11 月 15 日

在宅療養支援診療所に対する電話対応代行サービスの実施に係る
健康保険法の取り扱いが明確になりました。
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

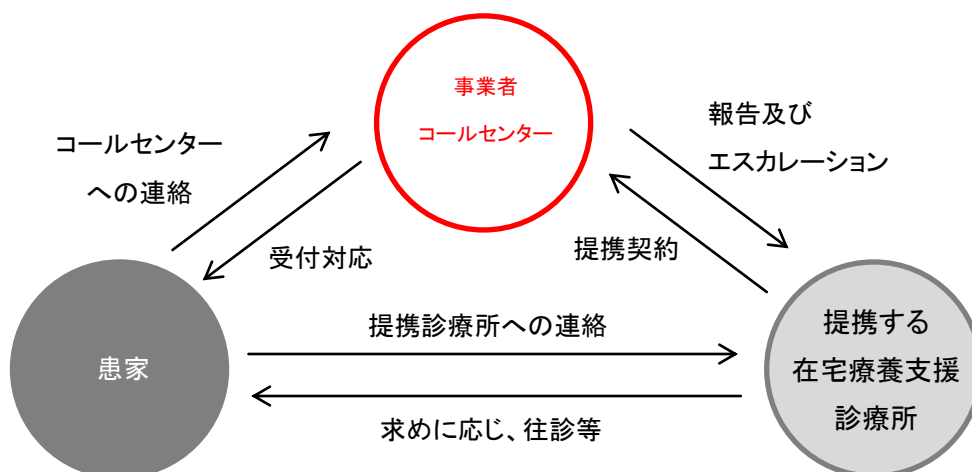
産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、事業者より、在宅療養支援診療所の患者からの電話対応を、自社のコールセンターにて代行する新事業を実施するに当たり、健康保険法の関連通達に規定する当該診療所の施設基準における、緊急連絡先の取り扱いについて、照会がありました。

関係省庁が検討を行った結果、事業者のコールセンターの連絡先を、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制を確保している診療所の連絡先とした場合、健康保険法第七十六条に基づく「特掲診療料の施設基準等」を満たさないと、回答を行いました（上記によらない場合は、この限りではありません。）。

これにより、事業者がコールセンターサービスを提供する際の、在宅療養支援診療所における施設基準の取り扱いが明確になり、診療所に対するアウトソーシング事業の振興につながることを期待されます。



(本事業スキーム図)

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣となります)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局 ヘルスケア産業課長 江崎

担当者: 植木、平木、保科

電話: 03-3501-1511(内線 4041~3)

03-3501-1790(直通)

03-3501-0315(FAX)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 産業構造課長 蓮井

担当者: 迫田、三牧

電話: 03-3501-1511(内線 2531~5)

03-3501-1626(直通)

03-3501-6590(FAX)